

【乗用車】

自…自家用 営…営業用

区分	車両総重量	燃料	排出ガス適合基準	備考欄	税率区分			
					普通自動車	注1	軽自動車	注1
ハイブリッド乗用車 ガソリン乗用車		ガソリン	★★★★ (平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減 達成車)	令和2年度燃費基準4.0%向上達成車 (平成22年度燃費基準1.0%向上達成車)	非課税	非課税	01	01
				令和2年度燃費基準3.0%向上達成車 (平成22年度燃費基準0.5%向上達成車)			02	02
				令和2年度燃費基準2.0%向上達成車 (平成22年度燃費基準0.5%向上達成車)			03	03
				令和2年度燃費基準1.0%向上達成車 (平成22年度燃費基準0.5%向上達成車)			04	04
				令和2年度燃費基準達成車 (平成22年度燃費基準0.5%向上達成車)	・自：1% ・営：0.5%	・自：非課税 ・営：0.5%	05	05
				平成27年度燃費基準1.0%達成車 (平成22年度燃費基準0.5%向上達成車)	・自：2% ・営：1%	・自：1% ・営：1%	06	06
上記に該当しないガソリン車					・自：2% ・営：2%		07	
LPG乗用車		LPG	★★★★ (平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減 達成車)	令和2年度燃費基準4.0%向上達成車	非課税	非課税	12	
				令和2年度燃費基準3.0%向上達成車			13	
				令和2年度燃費基準2.0%向上達成車			14	
				令和2年度燃費基準1.0%向上達成車			15	
				令和2年度燃費基準達成車	・自：1% ・営：0.5%		16	
				平成27年度燃費基準1.0%達成車	・自：2% ・営：1%		17	
上記に該当しないLPG車					・自：2% ・営：2%		18	
クリーンディーゼル乗用車		軽油	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合車		非課税		53	
その他の乗用車			上記に該当しない乗用車 (天然ガス車、電気自動車・燃料電池車、プラグインハイブリッド車を除く。)		・自：2% ・営：2%	・自：1% ・営：2%	54	07

【バス・トラック】

区分	車両総重量	燃料	排出ガス適合基準	備考欄	税率区分			
					普通自動車	注1	軽自動車	注1
ハイブリッドバス・トラック、 バス・トラック (2.5t以下)	2.5t以下	ガソリン	★★★★ (平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減 達成車)	平成27年度燃費基準2.5%向上達成車 (平成22年度燃費基準0.5%向上達成車)	非課税	非課税	23	11
				平成27年度燃費基準2.0%向上達成車 (平成22年度燃費基準0.5%向上達成車)			24	12
				平成27年度燃費基準1.5%向上達成車 (平成22年度燃費基準0.4%向上達成車)	・自：1% ・営：0.5%	・自：1% ・営：0.5%	25	13
				平成27年度燃費基準1.0%向上達成車 (平成22年度燃費基準0.3%向上達成車)	・自：2% ・営：1%	・自：2% ・営：1%	26	14
上記に該当しないもの (天然ガス車、電気自動車・燃料電池車、プラグインハイブリッド車を除く。)					・自：3% ・営：2%	・自：2% ・営：2%	27	15
ハイブリッドバス・トラック、 バス・トラック (2.5t超3.5t以下)	2.5t超 3.5t以下	ガソリン	★★★★ (平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減 達成車)	平成27年度燃費基準1.5%向上達成車	非課税	非課税	28	
				平成27年度燃費基準1.0%向上達成車			29	
				平成27年度燃費基準5%向上達成車	・自：1% ・営：0.5%		30	
				平成27年度燃費基準達成車	・自：2% ・営：1%		31	
		ガソリン	★★★ (平成30年排出ガス基準25%低減 又は 平成17年排出ガス基準50%低減 達成車)	平成27年度燃費基準1.5%向上達成車	非課税	非課税	32	
				平成27年度燃費基準1.0%向上達成車			33	
				平成27年度燃費基準5%向上達成車	・自：1% ・営：0.5%		34	
				平成27年度燃費基準達成車	・自：2% ・営：1%		35	
		軽油	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準10%低減 達成車	平成27年度燃費基準1.5%向上達成車	非課税	非課税	36	
				平成27年度燃費基準1.0%向上達成車			37	
				平成27年度燃費基準5%向上達成車	・自：1% ・営：0.5%		38	
				平成27年度燃費基準達成車	・自：2% ・営：1%		39	
軽油	平成21年排出ガス基準適合車	平成27年度燃費基準1.5%向上達成車	非課税	非課税	40			
		平成27年度燃費基準1.0%向上達成車			41			
		平成27年度燃費基準5%向上達成車	・自：1% ・営：0.5%		42			
		平成27年度燃費基準達成車	・自：2% ・営：1%		43			
上記に該当しないもの (天然ガス車、電気自動車・燃料電池車、プラグインハイブリッド車を除く。)					・自：3% ・営：2%	・自：2% ・営：2%	44	
バス・トラック ハイブリッドバス・トラック (3.5t超)	3.5t超	軽油	平成28年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準10%低減 達成車	平成27年度燃費基準1.5%向上達成車	非課税	非課税	43	
				平成27年度燃費基準1.0%向上達成車			44	
				平成27年度燃費基準5%向上達成車	・自：1% ・営：0.5%		45	
				平成27年度燃費基準達成車	・自：2% ・営：1%		46	
		軽油	平成21年排出ガス基準適合車	平成27年度燃費基準1.5%向上達成車	非課税	非課税	47	
				平成27年度燃費基準1.0%向上達成車			48	
				平成27年度燃費基準5%向上達成車	・自：1% ・営：0.5%		49	
				平成27年度燃費基準達成車	・自：2% ・営：1%		50	
上記に該当しないもの (天然ガス車、電気自動車・燃料電池車、プラグインハイブリッド車を除く。)					・自：3% ・営：2%	・自：2% ・営：2%	51	

【その他の自動車】

区分	車両総重量	燃料	排出ガス適合基準	備考欄	税率区分			
					普通自動車	注1	軽自動車	注1
天然ガス車		天然ガス (CNG又は LNG又は ANG)	平成30年排出ガス基準適合 (3.5t以下の自動車) 又は 平成21年排出ガス基準10%低減 達成車		非課税	非課税	51	16
電気自動車・燃料電池車		電気 もしくは 圧縮水素						
プラグインハイブリッド車				プラグインハイブリッド車であることが 車検証に記載されていること。			52	

【上記区分に該当しないもの】

区分	車両総重量	燃料	排出ガス適合基準	備考欄	税率区分			
					普通自動車	注1	軽自動車	注1
上記区分のいずれにも 該当しない車					・自：3% ・営：2%	・自：2% ・営：2%	56	17

新車 (取得価額からの控除額)		
バリアフリー対応バス・タクシー	控除額	注2
ノンステップバス (乗合バス・貸切バスを問わない)	1,000万円控除	01
リフト付きバス 乗車定員30人以上 (乗合バス・貸切バスを問わない)	650万円控除	02
リフト付きバス 乗車定員30人未満 (乗合バス・貸切バスを問わない)	200万円控除	03
ユニバーサルデザインタクシー	100万円控除	04
先進安全自動車 (ASV)	控除額	注2
車線逸脱警報装置搭載トラック 車両総重量20t超22t以下	175万円控除 (R2.10.31まで)	11
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置搭載バス等 車両総重量5t以下かつ定員10人以上立席なし ※4	350万円控除	19
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置搭載トラック 車両総重量3.5t超8t以下		24
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置搭載トラック 車両総重量8t超20t以下		25
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置搭載バス等 車両総重量5t超12t以下かつ定員10人以上立席なし		27
※1 上記軽減は「特種用途自動車」も含む。 ※2 「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの。 ※3 「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車（乗用車含む。）で 乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。） ※4 車両総重量5t以下かつ定員10人以上立席なしのバス等については、 車両安定性制御装置の搭載が義務化されている。		

注1：申告書（報告書）の「税率区分」欄に記入する番号。

注2：申告書（報告書）の「バリアフリー、ASV特別」欄に記入する番号。

※ 「22年度燃費基準」については、JCO8モード燃費値を算定して
いない自動車に限り適用。
(車検証備考欄に「平成27年度エネルギー消費効率（JCO8モード燃費
値）算定未了」と記載されます。)
※ 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとします。
※ この一覧表の税率は環境性能割の臨時的軽減措置を反映したものと
なっています。
臨時的軽減措置とは、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に
自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を
1%分軽減するものです。